

「行動憲章」の制定について

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会

2020年8月1日 制定

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会(会長:清水雅彦 慶應義塾大学名誉教授、以下、「本協会」)は、長寿高齢化という社会課題に対して、関連する知識・情報を広く金融業界に普及させることで、社会全体の利益に貢献していくことを目的としています。そして、本協会に入会した法人会員、個人会員(以下、「協会員」)には、高齢者の実情に配慮した金融商品・サービスを開発し提供するなど、多くの重要な役割が期待されており、協会員の数も増加傾向にあります。

そこで、本協会の提供する研修を通じ金融ジェロントロジーの知見を習得した協会員が、高い倫理観を持ちつつ、その社会的責任を果たすために具体的にどのような行動を実践すべきかについて行動憲章としてここに定め、開示するものとします。

1. 誠実・公正に職務を遂行

我々協会員は、長寿高齢社会における金融商品・サービスに関わる課題解決に向け、金融ジェロントロジー(医学、心理学、経済学等)及び実務から得た知見を活用し、顧客の便益向上のために誠実・公正に職務を遂行いたします。

2. 高齢者の資産形成・管理・活用に貢献する金融商品・サービスを提供

我々協会員は、加齢に伴う身体・認知機能の変化に十分配慮し、高齢者の立場に立ち、高齢者にとって理解しやすく満足度向上につながる金融商品・サービスの提供に努めます。

3. 高齢者の誰もが取り残されることなく金融サービスにアクセスできる環境を整備

我々協会員は、高齢者の誰もが取り残されることなく、安心して金融商品・サービスにアクセスし、その恩恵を受けることができるよう、環境の整備に努めます。

4. 法令諸規則等の遵守

我々協会員は、その業務に適用されるすべての法令諸規則、社会的規範をより高い倫理観をもって遵守いたします。

以上